

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月22日提出
【計算期間】	第20期中(自 2025年9月26日至 2026年3月25日)
【ファンド名】	S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 S M B Cファンドラップ・日本グロース株 S M B Cファンドラップ・日本中小型株 S M B Cファンドラップ・米国株 S M B Cファンドラップ・欧州株 S M B Cファンドラップ・新興国株 S M B Cファンドラップ・日本債 S M B Cファンドラップ・米国債 S M B Cファンドラップ・欧州債 S M B Cファンドラップ・新興国債 S M B Cファンドラップ・J - R E I T S M B Cファンドラップ・G - R E I T S M B Cファンドラップ・コモディティ S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-0265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

## S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	408,197,925,190	98.29
親投資信託受益証券	日本	1,005,118	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,107,670,210	1.71
合計（純資産総額）		415,306,600,518	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## S M B C ファンドラップ・日本グロース株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	155,366,592,070	98.03
親投資信託受益証券	日本	171,149,628	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,949,008,961	1.86
合計（純資産総額）		158,486,750,659	100.00

## S M B C ファンドラップ・日本中小型株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	70,699,496,487	98.19
親投資信託受益証券	日本	27,602,859	0.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,275,001,447	1.77
合計（純資産総額）		72,002,100,793	100.00

## S M B C ファンドラップ・米国株

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	317,105,483,107	98.43
親投資信託受益証券	日本	1,005,415	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,059,446,978	1.57
合計（純資産総額）		322,165,935,500	100.00

## S M B C ファンドラップ・欧州株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	100,561,331,882	98.53
親投資信託受益証券	日本	91,620,462	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,403,985,466	1.38
合計(純資産総額)		102,056,937,810	100.00

## S M B C ファンドラップ・新興国株

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	79,536,941,923	97.86
親投資信託受益証券	日本	62,406,587	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,677,334,686	2.06
合計(純資産総額)		81,276,683,196	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	185,193,035	0.23

## S M B C ファンドラップ・日本債

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	415,285,779,459	98.49
親投資信託受益証券	日本	985,346,768	0.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,365,573,160	1.28
合計(純資産総額)		421,636,699,387	100.00

## S M B C ファンドラップ・米国債

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	177,807,392,652	98.69
親投資信託受益証券	日本	139,776,307	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,212,361,202	1.23
合計(純資産総額)		180,159,530,161	100.00

## S M B C ファンドラップ・欧州債

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	61,917,440,506	98.59
親投資信託受益証券	日本	69,790,086	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	818,145,368	1.30
合計(純資産総額)		62,805,375,960	100.00

## S M B C ファンドラップ・新興国債

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	55,913,002,489	97.03
親投資信託受益証券	日本	56,123,134	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,655,069,409	2.87
合計(純資産総額)		57,624,195,032	100.00

## S M B C ファンドラップ・J - R E I T

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	37,716,270,537	98.50
親投資信託受益証券	日本	1,005,118	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	573,241,887	1.50
合計(純資産総額)		38,290,517,542	100.00

## S M B C ファンドラップ・G - R E I T

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	72,791,747,684	98.50
親投資信託受益証券	日本	94,990,148	0.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,014,671,372	1.37
合計(純資産総額)		73,901,409,204	100.00

## S M B C ファンドラップ・コモディティ

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	26,407,802,622	98.68
親投資信託受益証券	日本	31,536,757	0.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	321,960,577	1.20
合計(純資産総額)		26,761,299,956	100.00

## S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

2026年3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	192,756,068,473	98.64
親投資信託受益証券	日本	317,814,687	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,343,745,458	1.20
合計(純資産総額)		195,417,628,618	100.00

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## S M B C ファンドラップ・日本バリュース株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第11期 (2017年 9月25日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第12期 (2018年 9月25日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第13期 (2019年 9月25日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第14期 (2020年 9月25日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第15期 (2021年 9月27日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
第16期 (2022年 9月26日)	97,871,593,329	97,871,593,329	18,316	18,316
第17期 (2023年 9月25日)	155,452,282,426	155,452,282,426	24,576	24,576
第18期 (2024年 9月25日)	213,091,000,241	213,091,000,241	27,702	27,702
第19期 (2025年 9月25日)	321,257,366,141	321,257,366,141	37,119	37,119
2025年 3月末日	263,287,838,415	-	30,693	-
4月末日	250,750,405,027	-	29,239	-
5月末日	272,147,691,779	-	31,382	-
6月末日	280,643,739,032	-	32,003	-
7月末日	296,711,129,662	-	33,346	-
8月末日	327,750,383,502	-	36,202	-
9月末日	323,391,347,796	-	37,254	-
10月末日	349,822,505,094	-	39,549	-
11月末日	364,631,161,363	-	40,561	-
12月末日	380,104,933,153	-	41,115	-
2026年 1月末日	403,940,325,603	-	42,842	-
2月末日	452,703,523,469	-	47,188	-
3月末日	415,306,600,518	-	42,699	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・日本グロース株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494
第11期 (2017年 9月25日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990
第12期 (2018年 9月25日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810
第13期 (2019年 9月25日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666
第14期 (2020年 9月25日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120
第15期 (2021年 9月27日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898
第16期 (2022年 9月26日)	59,784,548,506	59,784,548,506	10,525	10,525
第17期 (2023年 9月25日)	70,383,167,429	70,383,167,429	11,475	11,475
第18期 (2024年 9月25日)	86,134,973,040	86,134,973,040	12,436	12,436
第19期 (2025年 9月25日)	126,519,511,141	126,519,511,141	14,100	14,100
2025年 3月末日	95,843,837,624	-	12,427	-
4月末日	97,160,201,621	-	12,129	-
5月末日	104,479,529,101	-	12,901	-
6月末日	107,497,364,771	-	13,128	-
7月末日	112,351,919,999	-	13,526	-
8月末日	118,546,648,198	-	14,030	-
9月末日	126,208,363,762	-	14,023	-
10月末日	135,316,088,508	-	14,762	-
11月末日	141,281,184,519	-	15,170	-
12月末日	147,163,095,889	-	15,376	-
2026年 1月末日	152,249,943,768	-	15,601	-
2月末日	171,419,863,502	-	17,270	-
3月末日	158,486,750,659	-	15,755	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・日本中小型株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768
第11期 (2017年 9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期 (2018年 9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期 (2019年 9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期 (2020年 9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期 (2021年 9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
第16期 (2022年 9月26日)	14,667,329,327	14,667,329,327	19,900	19,900
第17期 (2023年 9月25日)	22,910,890,749	22,910,890,749	22,917	22,917
第18期 (2024年 9月25日)	40,741,441,634	40,741,441,634	23,728	23,728
第19期 (2025年 9月25日)	57,763,488,478	57,763,488,478	29,337	29,337

2025年 3月末日	46,847,298,427	-	24,562	-
4月末日	48,143,644,922	-	23,865	-
5月末日	50,519,971,182	-	24,768	-
6月末日	53,602,129,951	-	25,991	-
7月末日	56,190,219,604	-	26,857	-
8月末日	60,757,103,501	-	28,550	-
9月末日	57,850,287,653	-	29,290	-
10月末日	59,114,997,678	-	29,367	-
11月末日	62,405,885,344	-	30,507	-
12月末日	65,223,444,824	-	31,009	-
2026年 1月末日	67,951,478,081	-	31,671	-
2月末日	77,734,681,340	-	35,609	-
3月末日	72,002,100,793	-	32,537	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### S M B C ファンドラップ・米国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	29,112,124,064	29,112,124,064	14,937	14,937
第11期 (2017年 9月25日)	46,147,174,572	46,147,174,572	20,089	20,089
第12期 (2018年 9月25日)	66,872,426,590	66,872,426,590	24,177	24,177
第13期 (2019年 9月25日)	60,530,675,159	60,530,675,159	23,739	23,739
第14期 (2020年 9月25日)	57,404,194,977	57,404,194,977	25,487	25,487
第15期 (2021年 9月27日)	73,508,256,239	73,508,256,239	37,407	37,407
第16期 (2022年 9月26日)	83,185,153,936	83,185,153,936	37,267	37,267
第17期 (2023年 9月25日)	120,284,264,849	120,284,264,849	43,167	43,167
第18期 (2024年 9月25日)	186,749,030,344	186,749,030,344	57,410	57,410
第19期 (2025年 9月25日)	273,849,624,719	273,849,624,719	68,126	68,126
2025年 3月末日	216,173,905,524	-	59,763	-
4月末日	223,811,161,018	-	54,953	-
5月末日	247,368,709,845	-	60,097	-
6月末日	258,059,878,329	-	62,054	-
7月末日	277,958,846,467	-	65,883	-
8月末日	284,935,078,415	-	66,391	-
9月末日	275,182,830,986	-	68,260	-
10月末日	298,367,655,325	-	72,643	-
11月末日	305,854,316,354	-	73,382	-
12月末日	322,816,850,179	-	75,467	-
2026年 1月末日	327,040,170,659	-	74,819	-
2月末日	338,600,703,305	-	76,148	-
3月末日	322,165,935,500	-	71,473	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・欧州株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453
第11期 (2017年 9月25日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375
第12期 (2018年 9月25日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319
第13期 (2019年 9月25日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021
第14期 (2020年 9月25日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299
第15期 (2021年 9月27日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061
第16期 (2022年 9月26日)	28,085,850,336	28,085,850,336	13,753	13,753
第17期 (2023年 9月25日)	42,059,976,706	42,059,976,706	16,997	16,997
第18期 (2024年 9月25日)	62,599,892,525	62,599,892,525	19,856	19,856
第19期 (2025年 9月25日)	79,925,993,104	79,925,993,104	24,817	24,817
2025年 3月末日	76,708,685,367	-	21,850	-
4月末日	70,324,780,711	-	21,104	-
5月末日	76,869,121,163	-	22,814	-
6月末日	79,323,754,375	-	23,288	-
7月末日	82,872,603,163	-	23,961	-
8月末日	85,395,848,889	-	24,251	-
9月末日	80,380,913,368	-	24,884	-
10月末日	86,628,122,542	-	26,307	-
11月末日	89,784,377,445	-	26,851	-
12月末日	96,498,345,864	-	28,100	-
2026年 1月末日	102,007,207,095	-	29,060	-
2月末日	109,686,356,615	-	30,704	-
3月末日	102,056,937,810	-	28,167	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・新興国株

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	8,928,828,323	8,928,828,323	8,320	8,320
第11期 (2017年 9月25日)	12,929,777,761	12,929,777,761	11,444	11,444
第12期 (2018年 9月25日)	11,294,885,298	11,294,885,298	11,076	11,076
第13期 (2019年 9月25日)	15,511,995,138	15,511,995,138	10,976	10,976
第14期 (2020年 9月25日)	16,281,184,585	16,281,184,585	11,754	11,754
第15期 (2021年 9月27日)	16,687,611,637	16,687,611,637	14,941	14,941
第16期 (2022年 9月26日)	23,612,310,958	23,612,310,958	14,025	14,025
第17期 (2023年 9月25日)	30,651,219,426	30,651,219,426	15,208	15,208
第18期 (2024年 9月25日)	47,389,332,828	47,389,332,828	17,159	17,159
第19期 (2025年 9月25日)	65,461,416,217	65,461,416,217	21,127	21,127

2025年 3月末日	54,266,225,624	-	17,733	-
4月末日	50,378,232,709	-	16,819	-
5月末日	53,971,333,156	-	17,828	-
6月末日	57,591,149,338	-	18,822	-
7月末日	61,110,018,420	-	19,676	-
8月末日	61,887,084,518	-	19,588	-
9月末日	65,182,631,757	-	20,979	-
10月末日	71,587,521,995	-	22,612	-
11月末日	72,037,404,343	-	22,418	-
12月末日	75,248,099,419	-	22,849	-
2026年 1月末日	83,384,497,207	-	24,733	-
2月末日	90,102,663,039	-	26,274	-
3月末日	81,276,683,196	-	23,373	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### S M B C ファンドラップ・日本債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第11期 (2017年 9月25日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第12期 (2018年 9月25日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第13期 (2019年 9月25日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885
第14期 (2020年 9月25日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第15期 (2021年 9月27日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
第16期 (2022年 9月26日)	260,215,628,491	260,215,628,491	11,258	11,258
第17期 (2023年 9月25日)	296,579,975,942	296,579,975,942	10,989	10,989
第18期 (2024年 9月25日)	368,362,859,714	368,362,859,714	10,902	10,902
第19期 (2025年 9月25日)	408,991,536,514	408,991,536,514	10,316	10,316
2025年 3月末日	379,757,010,587	-	10,474	-
4月末日	388,026,719,644	-	10,534	-
5月末日	385,030,079,284	-	10,386	-
6月末日	391,593,009,062	-	10,464	-
7月末日	391,241,625,509	-	10,355	-
8月末日	393,556,427,027	-	10,314	-
9月末日	410,161,534,614	-	10,327	-
10月末日	414,226,012,167	-	10,339	-
11月末日	414,424,717,348	-	10,232	-
12月末日	417,366,786,881	-	10,112	-
2026年 1月末日	417,131,160,383	-	9,993	-
2月末日	424,888,333,550	-	10,092	-
3月末日	421,636,699,387	-	9,932	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・米国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第11期 (2017年 9月25日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第12期 (2018年 9月25日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第13期 (2019年 9月25日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202
第14期 (2020年 9月25日)	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第15期 (2021年 9月27日)	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
第16期 (2022年 9月26日)	40,504,222,262	40,504,222,262	14,908	14,908
第17期 (2023年 9月25日)	63,746,612,550	63,746,612,550	15,030	15,030
第18期 (2024年 9月25日)	126,652,098,927	126,652,098,927	16,229	16,229
第19期 (2025年 9月25日)	150,766,571,858	150,766,571,858	17,062	17,062
2025年 3月末日	144,267,427,620	-	16,771	-
4月末日	125,446,077,385	-	16,009	-
5月末日	127,907,034,132	-	16,164	-
6月末日	130,407,217,525	-	16,313	-
7月末日	135,762,008,200	-	16,743	-
8月末日	138,401,081,128	-	16,800	-
9月末日	152,005,359,994	-	17,159	-
10月末日	159,681,995,457	-	17,751	-
11月末日	165,898,283,604	-	18,194	-
12月末日	170,195,079,861	-	18,216	-
2026年 1月末日	169,856,288,500	-	17,847	-
2月末日	177,797,269,318	-	18,416	-
3月末日	180,159,530,161	-	18,426	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・欧州債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第11期 (2017年 9月25日)	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第12期 (2018年 9月25日)	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第13期 (2019年 9月25日)	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第14期 (2020年 9月25日)	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第15期 (2021年 9月27日)	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
第16期 (2022年 9月26日)	11,456,907,997	11,456,907,997	12,038	12,038
第17期 (2023年 9月25日)	31,167,942,726	31,167,942,726	13,111	13,111
第18期 (2024年 9月25日)	47,895,459,847	47,895,459,847	14,461	14,461
第19期 (2025年 9月25日)	54,133,463,458	54,133,463,458	15,738	15,738

2025年 3月末日	53,249,879,080	-	14,534	-
4月末日	47,825,047,736	-	14,784	-
5月末日	48,616,406,968	-	14,879	-
6月末日	50,661,683,597	-	15,347	-
7月末日	51,872,762,827	-	15,489	-
8月末日	52,726,016,469	-	15,490	-
9月末日	54,368,054,295	-	15,767	-
10月末日	56,693,038,944	-	16,183	-
11月末日	58,522,951,471	-	16,474	-
12月末日	60,814,141,964	-	16,704	-
2026年 1月末日	62,110,149,163	-	16,740	-
2月末日	64,063,188,790	-	17,013	-
3月末日	62,805,375,960	-	16,463	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### S M B C ファンドラップ・新興国債

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第11期 (2017年 9月25日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609
第12期 (2018年 9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期 (2019年 9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期 (2020年 9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期 (2021年 9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855
第16期 (2022年 9月26日)	17,268,438,095	17,268,438,095	20,739	20,739
第17期 (2023年 9月25日)	23,019,581,648	23,019,581,648	22,306	22,306
第18期 (2024年 9月25日)	35,402,964,807	35,402,964,807	25,035	25,035
第19期 (2025年 9月25日)	47,147,921,257	47,147,921,257	27,930	27,930
2025年 3月末日	41,508,835,451	-	26,377	-
4月末日	37,944,115,713	-	24,954	-
5月末日	39,278,786,487	-	25,545	-
6月末日	40,287,995,317	-	25,918	-
7月末日	42,631,982,708	-	27,009	-
8月末日	43,706,592,871	-	27,204	-
9月末日	47,600,548,709	-	28,121	-
10月末日	50,734,294,545	-	29,410	-
11月末日	52,691,779,782	-	30,081	-
12月末日	54,698,923,030	-	30,417	-
2026年 1月末日	55,103,898,200	-	29,974	-
2月末日	57,908,392,336	-	30,963	-
3月末日	57,624,195,032	-	30,376	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・J - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	5,269,468,018	5,269,468,018	12,714	12,714
第11期 (2017年 9月25日)	6,384,991,510	6,384,991,510	12,114	12,114
第12期 (2018年 9月25日)	9,496,213,914	9,496,213,914	13,288	13,288
第13期 (2019年 9月25日)	8,829,648,851	8,829,648,851	16,875	16,875
第14期 (2020年 9月25日)	8,690,724,271	8,690,724,271	14,345	14,345
第15期 (2021年 9月27日)	10,085,259,409	10,085,259,409	17,630	17,630
第16期 (2022年 9月26日)	13,778,025,971	13,778,025,971	17,717	17,717
第17期 (2023年 9月25日)	18,010,566,060	18,010,566,060	17,213	17,213
第18期 (2024年 9月25日)	26,776,837,942	26,776,837,942	16,837	16,837
第19期 (2025年 9月25日)	34,737,981,844	34,737,981,844	19,351	19,351
2025年 3月末日	29,926,376,121	-	16,999	-
4月末日	30,319,651,496	-	16,900	-
5月末日	31,300,221,201	-	17,265	-
6月末日	32,654,776,298	-	17,817	-
7月末日	34,436,895,635	-	18,528	-
8月末日	36,480,220,997	-	19,309	-
9月末日	34,541,871,443	-	19,188	-
10月末日	36,218,301,715	-	19,772	-
11月末日	38,344,673,207	-	20,611	-
12月末日	39,020,765,738	-	20,418	-
2026年 1月末日	39,553,598,266	-	20,314	-
2月末日	41,075,560,603	-	20,754	-
3月末日	38,290,517,542	-	19,094	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・G - R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第11期 (2017年 9月25日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第12期 (2018年 9月25日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第13期 (2019年 9月25日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第14期 (2020年 9月25日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第15期 (2021年 9月27日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
第16期 (2022年 9月26日)	22,642,934,896	22,642,934,896	15,925	15,925
第17期 (2023年 9月25日)	34,040,817,760	34,040,817,760	15,825	15,825
第18期 (2024年 9月25日)	57,848,238,047	57,848,238,047	19,938	19,938
第19期 (2025年 9月25日)	61,590,880,950	61,590,880,950	19,812	19,812

2025年 3月末日	62,904,025,734	-	19,542	-
4月末日	49,650,607,424	-	18,126	-
5月末日	52,512,376,600	-	18,972	-
6月末日	52,567,064,631	-	18,790	-
7月末日	55,951,557,398	-	19,707	-
8月末日	56,883,073,057	-	19,700	-
9月末日	61,982,545,742	-	19,883	-
10月末日	64,414,585,232	-	20,307	-
11月末日	67,842,409,365	-	21,086	-
12月末日	69,069,944,892	-	20,934	-
2026年 1月末日	69,267,978,871	-	20,567	-
2月末日	77,181,379,222	-	22,558	-
3月末日	73,901,409,204	-	21,312	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

#### S M B C ファンドラップ・コモディティ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第11期 (2017年 9月25日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438
第12期 (2018年 9月25日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第13期 (2019年 9月25日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第14期 (2020年 9月25日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第15期 (2021年 9月27日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
第16期 (2022年 9月26日)	8,130,767,571	8,130,767,571	7,860	7,860
第17期 (2023年 9月25日)	10,040,268,651	10,040,268,651	7,665	7,665
第18期 (2024年 9月25日)	13,824,187,434	13,824,187,434	7,287	7,287
第19期 (2025年 9月25日)	18,648,654,502	18,648,654,502	7,959	7,959
2025年 3月末日	17,118,404,260	-	8,190	-
4月末日	14,865,512,242	-	7,575	-
5月末日	15,142,296,292	-	7,640	-
6月末日	15,352,931,837	-	7,666	-
7月末日	16,129,283,580	-	7,940	-
8月末日	16,042,659,033	-	7,773	-
9月末日	19,076,138,325	-	8,120	-
10月末日	20,109,840,805	-	8,421	-
11月末日	20,976,570,798	-	8,664	-
12月末日	22,386,626,812	-	9,025	-
2026年 1月末日	24,093,682,884	-	9,527	-
2月末日	24,637,188,895	-	9,594	-
3月末日	26,761,299,956	-	10,290	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期 (2016年 9月26日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第11期 (2017年 9月25日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第12期 (2018年 9月25日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第13期 (2019年 9月25日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第14期 (2020年 9月25日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第15期 (2021年 9月27日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
第16期 (2022年 9月26日)	82,600,267,043	82,600,267,043	9,826	9,826
第17期 (2023年 9月25日)	103,554,201,681	103,554,201,681	9,924	9,924
第18期 (2024年 9月25日)	146,288,296,157	146,288,296,157	10,144	10,144
第19期 (2025年 9月25日)	175,520,194,411	175,520,194,411	10,219	10,219
2025年 3月末日	157,937,253,831	-	10,144	-
4月末日	156,332,686,990	-	10,071	-
5月末日	158,327,907,992	-	10,120	-
6月末日	161,806,586,633	-	10,226	-
7月末日	163,719,192,243	-	10,242	-
8月末日	164,884,558,911	-	10,192	-
9月末日	175,922,852,411	-	10,223	-
10月末日	179,178,305,745	-	10,287	-
11月末日	181,522,851,528	-	10,290	-
12月末日	185,488,187,177	-	10,297	-
2026年 1月末日	189,075,078,696	-	10,344	-
2月末日	196,474,173,270	-	10,621	-
3月末日	195,417,628,618	-	10,473	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

## 【分配の推移】

## S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0

第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・欧州債

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・新興国債

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日～2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日～2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日～2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第10期	2015年 9月26日～2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日～2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日～2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日～2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日～2020年 9月25日	0

第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日 ~ 2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日 ~ 2025年 9月25日	0

## S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年 9月26日 ~ 2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日 ~ 2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日 ~ 2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日 ~ 2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日 ~ 2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日 ~ 2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日 ~ 2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日 ~ 2023年 9月25日	0

第18期	2023年 9月26日～2024年 9月25日	0
第19期	2024年 9月26日～2025年 9月25日	0

## 【収益率の推移】

## S M B C ファンドラップ・日本バリュー株

	収益率（％）
第10期	8.4
第11期	31.4
第12期	11.4
第13期	8.5
第14期	0.4
第15期	44.2
第16期	0.6
第17期	34.2
第18期	12.7
第19期	34.0
第20期（中間期）	14.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	収益率（％）
第10期	5.9
第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	11.7
第14期	16.8
第15期	27.5
第16期	18.4
第17期	9.0
第18期	8.4
第19期	13.4
第20期（中間期）	12.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	収益率（％）
第10期	19.8
第11期	31.3
第12期	11.9
第13期	15.8

第14期	16.0
第15期	33.1
第16期	11.5
第17期	15.2
第18期	3.5
第19期	23.6
第20期(中間期)	11.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・米国株

	収益率(%)
第10期	7.0
第11期	34.5
第12期	20.3
第13期	1.8
第14期	7.4
第15期	46.8
第16期	0.4
第17期	15.8
第18期	33.0
第19期	18.7
第20期(中間期)	7.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・欧州株

	収益率(%)
第10期	8.6
第11期	30.9
第12期	0.5
第13期	10.5
第14期	2.5
第15期	33.3
第16期	8.7
第17期	23.6
第18期	16.8
第19期	25.0
第20期(中間期)	13.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・新興国株

	収益率(%)
第10期	0.2
第11期	37.5
第12期	3.2
第13期	0.9
第14期	7.1
第15期	27.1
第16期	6.1
第17期	8.4
第18期	12.8
第19期	23.1
第20期(中間期)	12.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### SMB Cファンドラップ・日本債

	収益率(%)
第10期	5.0
第11期	1.1
第12期	0.9
第13期	3.4
第14期	2.0
第15期	0.1
第16期	3.4
第17期	2.4
第18期	0.8
第19期	5.4
第20期(中間期)	2.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### SMB Cファンドラップ・米国債

	収益率(%)
第10期	11.9
第11期	10.4
第12期	1.8
第13期	4.8
第14期	4.9
第15期	3.9
第16期	12.1
第17期	0.8
第18期	8.0
第19期	5.1
第20期(中間期)	7.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・欧州債

	収益率 (%)
第10期	12.5
第11期	14.5
第12期	1.5
第13期	2.3
第14期	4.3
第15期	5.4
第16期	10.2
第17期	8.9
第18期	10.3
第19期	8.8
第20期(中間期)	5.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・新興国債

	収益率 (%)
第10期	2.7
第11期	15.0
第12期	4.7
第13期	7.0
第14期	0.7
第15期	10.6
第16期	0.6
第17期	7.6
第18期	12.2
第19期	11.6
第20期(中間期)	8.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	収益率 (%)
第10期	12.9
第11期	4.7
第12期	9.7
第13期	27.0
第14期	15.0
第15期	22.9

第16期	0.5
第17期	2.8
第18期	2.2
第19期	14.9
第20期(中間期)	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	収益率(%)
第10期	3.4
第11期	7.2
第12期	4.2
第13期	11.7
第14期	18.3
第15期	47.3
第16期	5.4
第17期	0.6
第18期	26.0
第19期	0.6
第20期(中間期)	7.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・コモディティ

	収益率(%)
第10期	18.4
第11期	8.5
第12期	1.9
第13期	8.9
第14期	8.6
第15期	41.5
第16期	53.1
第17期	2.5
第18期	4.9
第19期	9.2
第20期(中間期)	24.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率(%)
第10期	4.0

第11期	2.6
第12期	0.8
第13期	1.8
第14期	2.5
第15期	0.6
第16期	1.1
第17期	1.0
第18期	2.2
第19期	0.7
第20期(中間期)	2.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1) 投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	6,992,440,700	88.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	932,386,132	11.77
合計(純資産総額)		7,924,826,832	100.00

## 2【設定及び解約の実績】

## S M B C ファンドラップ・日本バリュース株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期	10,542,613,803	22,664,536,774
第16期	17,351,841,927	5,562,368,466
第17期	20,907,867,306	11,087,244,777
第18期	27,927,110,846	14,259,861,712
第19期	21,184,988,712	11,558,611,729
第20期（中間期）	13,757,256,959	3,316,764,264

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## S M B C ファンドラップ・日本グロース株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期	8,823,573,556	4,574,554,035
第14期	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期	16,917,682,170	14,164,433,234
第16期	18,801,676,882	8,726,832,450
第17期	21,879,537,118	17,344,990,828
第18期	25,977,628,790	18,052,108,368
第19期	26,634,110,732	6,166,136,109
第20期（中間期）	14,044,075,949	3,456,797,031

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## S M B C ファンドラップ・日本中小型株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期	858,937,669	2,499,730,968
第15期	1,034,690,436	2,053,983,948
第16期	3,500,369,446	352,196,286
第17期	3,638,858,211	1,012,150,715
第18期	8,018,419,900	845,474,326

第19期	5,555,843,184	3,036,277,968
第20期(中間期)	3,133,076,108	755,321,846

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・米国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期	4,543,506,489	7,415,215,117
第16期	7,466,372,807	4,796,000,977
第17期	11,285,376,215	5,741,981,740
第18期	11,760,163,725	7,095,653,386
第19期	13,184,041,641	5,515,885,393
第20期(中間期)	6,297,848,933	1,552,321,000

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・欧州株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期	3,740,708,658	5,420,846,266
第15期	3,722,347,876	5,083,533,809
第16期	6,537,015,984	2,086,384,935
第17期	7,661,881,530	3,337,517,332
第18期	11,071,472,379	4,291,028,165
第19期	8,572,854,170	7,892,929,060
第20期(中間期)	5,145,951,798	1,227,802,377

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・新興国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期	2,609,800,393	5,293,015,321
第16期	6,562,585,473	895,563,073

第17期	6,204,907,183	2,885,440,717
第18期	9,325,003,984	1,862,833,528
第19期	7,196,705,128	3,829,913,394
第20期(中間期)	4,895,488,123	1,207,534,466

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・日本債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期	51,018,896,651	33,875,571,005
第16期	77,625,707,531	14,713,870,281
第17期	77,663,183,013	38,904,013,904
第18期	93,187,353,315	25,200,510,407
第19期	85,656,271,300	27,078,489,632
第20期(中間期)	46,230,343,532	19,150,743,474

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・米国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期	7,518,143,168	7,652,802,736
第16期	9,149,625,255	6,102,806,749
第17期	17,904,370,837	2,661,418,911
第18期	39,363,560,248	3,734,742,891
第19期	23,706,600,208	13,384,175,200
第20期(中間期)	12,745,613,091	3,612,517,469

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・欧州債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期	1,418,773,301	5,328,677,962

第15期	1,637,500,290	2,441,422,462
第16期	3,438,040,822	518,544,156
第17期	15,644,206,055	1,389,726,905
第18期	11,316,944,736	1,969,005,390
第19期	8,222,606,074	6,946,513,040
第20期(中間期)	5,036,829,010	1,394,248,900

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・新興国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	1,991,992,112	653,620,687
第11期	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期	2,551,024,081	883,227,354
第13期	1,897,477,489	935,016,281
第14期	1,167,512,280	1,559,118,668
第15期	1,606,288,673	2,444,971,818
第16期	2,805,237,796	448,622,919
第17期	3,194,986,846	1,201,959,293
第18期	4,821,717,706	999,882,429
第19期	4,365,557,726	1,626,083,975
第20期(中間期)	2,673,240,824	640,949,505

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・J - R E I T

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期	2,821,106,605	945,522,826
第13期	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期	1,711,647,550	2,049,481,755
第16期	2,477,517,345	421,275,726
第17期	3,278,895,283	592,578,061
第18期	6,249,841,568	809,801,151
第19期	4,315,574,471	2,267,612,698
第20期(中間期)	2,733,374,148	688,396,939

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・G - R E I T

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	2,817,555,866	952,877,270
第11期	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期	3,888,669,255	1,244,864,008

第13期	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期	3,721,230,083	4,092,139,656
第16期	5,026,388,633	4,938,520,194
第17期	9,111,511,209	1,818,544,810
第18期	9,655,506,972	2,152,608,812
第19期	8,919,010,840	6,845,376,514
第20期(中間期)	4,680,821,191	1,197,204,513

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・コモディティ

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	3,789,624,413	736,012,193
第11期	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期	2,656,756,158	4,537,814,452
第16期	3,807,136,043	5,671,654,173
第17期	3,763,935,851	1,009,684,154
第18期	6,862,117,635	989,752,626
第19期	7,104,145,988	2,643,474,734
第20期(中間期)	3,405,608,905	907,510,198

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数(口)	解約口数(口)
第10期	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期	18,114,732,699	13,631,537,951
第16期	25,968,158,204	6,296,978,329
第17期	29,966,641,080	9,681,793,172
第18期	49,840,970,859	9,983,017,723
第19期	40,714,127,088	13,165,739,348
第20期(中間期)	21,985,817,383	7,609,104,373

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

### 3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【S M B Cファンドラップ・日本バリュー株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	45,739,727	-
コール・ローン	5,882,858,388	6,717,158,136
投資信託受益証券	315,922,672,376	407,618,808,294
親投資信託受益証券	1,002,263	1,005,019
流動資産合計	321,852,272,754	414,336,971,449
資産合計		
	321,852,272,754	414,336,971,449
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	266,771,551	347,635,245
未払受託者報酬	46,637,595	62,677,146
未払委託者報酬	279,825,767	376,062,977
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	594,906,613	787,204,348
負債合計		
	594,906,613	787,204,348
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	86,548,092,562	96,988,585,257
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	234,709,273,579	316,561,181,844
( 分配準備積立金 )	127,760,579,835	123,220,802,243
元本等合計	321,257,366,141	413,549,767,101
純資産合計		
	321,257,366,141	413,549,767,101
負債純資産合計		
	321,852,272,754	414,336,971,449

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	5,702,546	17,337,467
有価証券売買等損益	24,279,106,491	49,488,393,796
営業収益合計	24,284,809,037	49,505,731,263
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	38,732,131	62,677,146
委託者報酬	232,393,007	376,062,977
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	271,954,118	439,569,103
営業利益又は営業損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
経常利益又は経常損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
中間純利益又は中間純損失（ ）	24,012,854,919	49,066,162,160
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	323,866,391	1,487,490,083
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	136,169,284,662	234,709,273,579
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,616,857,576	43,341,794,376
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,616,857,576	43,341,794,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,882,729,671	9,068,558,188
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,882,729,671	9,068,558,188
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	176,592,401,095	316,561,181,844

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	86,548,092,562口	96,988,585,257口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7119円 (1万口当たりの純資産額37,119円)	1口当たり純資産額 4.2639円 (1万口当たりの純資産額42,639円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	76,921,715,579円	86,548,092,562円
期中追加設定元本額	21,184,988,712円	13,757,256,959円
期中一部解約元本額	11,558,611,729円	3,316,764,264円

## 【S M B Cファンドラップ・日本グロース株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	15,683,517	-
コール・ローン	2,017,150,467	3,268,802,173
投資信託受益証券	124,548,026,475	155,674,172,337
親投資信託受益証券	170,663,598	171,132,868
流動資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378
資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	106,307,027	133,045,251
未払受託者報酬	17,719,129	24,140,297
未払委託者報酬	106,315,060	144,842,022
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	232,012,916	302,856,550
負債合計	232,012,916	302,856,550
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	89,730,090,457	100,317,369,375
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	36,789,420,684	58,493,881,453
( 分配準備積立金 )	22,574,198,738	21,766,934,408
元本等合計	126,519,511,141	158,811,250,828
純資産合計	126,519,511,141	158,811,250,828
負債純資産合計	126,751,524,057	159,114,107,378

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,013,433	7,927,502
有価証券売買等損益	188,221,256	16,136,777,735
営業収益合計	186,207,823	16,144,705,237
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	15,028,697	24,140,297
委託者報酬	90,172,441	144,842,022
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	106,030,118	169,811,299
営業利益又は営業損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
経常利益又は経常損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
中間純利益又は中間純損失（ ）	292,237,941	15,974,893,938
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	28,353,120	479,200,652
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,872,857,206	36,789,420,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,154,343	7,649,435,884
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,470,154,343	7,649,435,884
剰余金減少額又は欠損金増加額	481,475,243	1,440,668,401
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	481,475,243	1,440,668,401
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	18,540,945,245	58,493,881,453

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	89,730,090,457口	100,317,369,375口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4100円 (1万口当たりの純資産額14,100円)	1口当たり純資産額 1.5831円 (1万口当たりの純資産額15,831円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	69,262,115,834円	89,730,090,457円
期中追加設定元本額	26,634,110,732円	14,044,075,949円
期中一部解約元本額	6,166,136,109円	3,456,797,031円

## 【S M B Cファンドラップ・日本中小型株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	7,310,433	-
コール・ローン	940,238,214	1,208,890,189
投資信託受益証券	56,898,329,442	70,921,030,674
親投資信託受益証券	27,524,472	27,600,156
流動資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019
資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	47,318,737	60,452,519
未払受託者報酬	8,743,318	10,731,342
未払委託者報酬	52,460,105	64,388,278
その他未払費用	1,391,923	766,101
流動負債合計	109,914,083	136,338,240
負債合計	109,914,083	136,338,240
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	19,689,755,809	22,067,510,071
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	38,073,732,669	49,953,672,708
( 分配準備積立金 )	14,286,045,906	13,777,985,259
元本等合計	57,763,488,478	72,021,182,779
純資産合計	57,763,488,478	72,021,182,779
負債純資産合計	57,873,402,561	72,157,521,019

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	849,283	2,820,443
有価証券売買等損益	1,508,256,837	6,929,014,718
営業収益合計	1,509,106,120	6,931,835,161
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	7,161,451	10,731,342
委託者報酬	42,968,993	64,388,278
その他費用	670,892	766,101
営業費用合計	50,801,336	75,885,721
営業利益又は営業損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
経常利益又は経常損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,458,304,784	6,855,949,440
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	24,001,520	155,175,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,571,251,041	38,073,732,669
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,311,623,714	6,644,826,050
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,311,623,714	6,644,826,050
剰余金減少額又は欠損金増加額	680,916,610	1,465,660,353
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	680,916,610	1,465,660,353
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,636,261,409	49,953,672,708

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	19,689,755,809口	22,067,510,071口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.9337円 (1万口当たりの純資産額29,337円)	1口当たり純資産額 3.2637円 (1万口当たりの純資産額32,637円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	17,170,190,593円	19,689,755,809円
期中追加設定元本額	5,555,843,184円	3,133,076,108円
期中一部解約元本額	3,036,277,968円	755,321,846円

## 【S M B Cファンドラップ・米国株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	37,604,999	-
コール・ローン	4,836,602,531	5,697,906,829
投資信託受益証券	269,445,621,967	323,061,135,198
親投資信託受益証券	1,002,560	1,005,316
流動資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343
資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	176,635,259	216,165,644
未払受託者報酬	41,842,878	51,230,010
未払委託者報酬	251,057,501	307,380,319
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	471,207,338	575,604,953
負債合計	471,207,338	575,604,953
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	40,197,352,470	44,942,880,403
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	233,652,272,249	283,241,561,987
( 分配準備積立金 )	95,522,662,689	92,099,613,901
元本等合計	273,849,624,719	328,184,442,390
純資産合計	273,849,624,719	328,184,442,390
負債純資産合計	274,320,832,057	328,760,047,343

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	4,525,603	14,890,447
有価証券売買等損益	4,997,869,722	19,821,170,639
営業収益合計	5,002,395,325	19,836,061,086
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	35,093,294	51,230,010
委託者報酬	210,560,021	307,380,319
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	246,482,295	359,439,309
営業利益又は営業損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
経常利益又は経常損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,755,913,030	19,476,621,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	464,805,723	763,196,299
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	154,219,834,122	233,652,272,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,295,871,300	39,946,991,784
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,295,871,300	39,946,991,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,393,230,344	9,071,127,524
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,393,230,344	9,071,127,524
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	177,413,582,385	283,241,561,987

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	40,197,352,470口	44,942,880,403口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.8126円 (1万口当たりの純資産額68,126円)	1口当たり純資産額 7.3023円 (1万口当たりの純資産額73,023円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	32,529,196,222円	40,197,352,470円
期中追加設定元本額	13,184,041,641円	6,297,848,933円
期中一部解約元本額	5,515,885,393円	1,552,321,000円

## 【S M B Cファンドラップ・欧州株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	11,225,585	-
コール・ローン	1,443,789,245	1,604,217,771
投資信託受益証券	78,523,013,413	100,025,313,733
親投資信託受益証券	91,360,279	91,611,490
流動資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994
資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	51,636,755	67,686,852
未払受託者報酬	12,879,318	15,538,090
未払委託者報酬	77,276,122	93,228,817
その他未払費用	1,603,223	828,965
流動負債合計	143,395,418	177,282,724
負債合計	143,395,418	177,282,724
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	32,206,482,870	36,124,632,291
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	47,719,510,234	65,419,227,979
( 分配準備積立金 )	25,975,931,574	25,058,487,423
元本等合計	79,925,993,104	101,543,860,270
純資産合計	79,925,993,104	101,543,860,270
負債純資産合計	80,069,388,522	101,721,142,994

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,713,081	4,326,166
有価証券売買等損益	6,604,191,572	10,870,655,202
その他収益	5,748,117	5,770,982
<b>営業収益合計</b>	<b>6,611,652,770</b>	<b>10,880,752,350</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	11,128,706	15,538,090
委託者報酬	66,772,471	93,228,817
その他費用	776,689	828,965
<b>営業費用合計</b>	<b>78,677,866</b>	<b>109,595,872</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>6,532,974,904</b>	<b>10,771,156,478</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>6,532,974,904</b>	<b>10,771,156,478</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>6,532,974,904</b>	<b>10,771,156,478</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	60,704,476	340,159,126
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>31,073,334,765</b>	<b>47,719,510,234</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>4,590,007,737</b>	<b>9,106,810,436</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,590,007,737	9,106,810,436
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>894,256,693</b>	<b>1,838,090,043</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	894,256,693	1,838,090,043
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>41,241,356,237</b>	<b>65,419,227,979</b>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	32,206,482,870口	36,124,632,291口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4817円 (1万口当たりの純資産額24,817円)	1口当たり純資産額 2.8109円 (1万口当たりの純資産額28,109円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	31,526,557,760円	32,206,482,870円
期中追加設定元本額	8,572,854,170円	5,145,951,798円
期中一部解約元本額	7,892,929,060円	1,227,802,377円

## 【S M B Cファンドラップ・新興国株】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	155,810,398	92,540,007
金銭信託	10,334,469	-
コール・ローン	1,329,177,503	1,892,293,787
投資証券	64,114,311,835	80,530,285,071
親投資信託受益証券	62,229,365	62,400,476
派生商品評価勘定	484,293	77,809
流動資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150
資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	543,419
未払金	69,038,830	103,548,906
未払解約金	74,325,483	88,902,943
未払受託者報酬	9,446,326	12,511,804
未払委託者報酬	56,678,205	75,071,067
その他未払費用	1,442,802	806,245
流動負債合計	210,931,646	281,384,384
負債合計	210,931,646	281,384,384
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	30,984,199,040	34,672,152,697
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	34,477,217,177	47,624,060,069
( 分配準備積立金 )	18,539,139,681	17,868,870,722
元本等合計	65,461,416,217	82,296,212,766
純資産合計	65,461,416,217	82,296,212,766
負債純資産合計	65,672,347,863	82,577,597,150

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,267,156	4,717,599
有価証券売買等損益	691,948,908	3,908,920,494
為替差損益	2,166,033,132	4,459,716,731
<b>営業収益合計</b>	<b>2,859,249,196</b>	<b>8,373,354,824</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	8,365,302	12,511,804
委託者報酬	50,192,028	75,071,067
その他費用	827,547	925,018
<b>営業費用合計</b>	<b>59,384,877</b>	<b>88,507,889</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>2,799,864,319</b>	<b>8,284,846,935</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>2,799,864,319</b>	<b>8,284,846,935</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>2,799,864,319</b>	<b>8,284,846,935</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	35,018,766	247,959,783
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>19,771,925,522</b>	<b>34,477,217,177</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>2,804,011,545</b>	<b>6,466,257,009</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,804,011,545	6,466,257,009
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>578,644,038</b>	<b>1,356,301,269</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	578,644,038	1,356,301,269
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>24,762,138,582</b>	<b>47,624,060,069</b>

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針の注記）

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## （中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	30,984,199,040口	34,672,152,697口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1127円 (1万口当たりの純資産額21,127円)	1口当たり純資産額 2.3736円 (1万口当たりの純資産額23,736円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

第19期(2025年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	136,762,159	-	137,246,452	484,293
	小計	136,762,159	-	137,246,452	484,293
合計		136,762,159	-	137,246,452	484,293

第20期中間計算期間(2026年3月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	262,445,981	-	261,980,371	465,610
	小計	262,445,981	-	261,980,371	465,610
合計		262,445,981	-	261,980,371	465,610

## (注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	27,617,407,306円	30,984,199,040円
期中追加設定元本額	7,196,705,128円	4,895,488,123円
期中一部解約元本額	3,829,913,394円	1,207,534,466円

## 【S M B Cファンドラップ・日本債】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	52,439,888	-
コール・ローン	6,744,605,951	6,373,093,008
投資信託受益証券	402,161,017,384	418,017,715,414
親投資信託受益証券	982,548,584	985,250,279
流動資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701
資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	492,727,147	444,878,810
未払受託者報酬	64,953,747	68,176,091
未払委託者報酬	389,722,699	409,056,806
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	949,075,293	922,940,687
負債合計	949,075,293	922,940,687
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	396,461,739,790	423,541,339,848
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	12,529,796,724	911,778,166
( 分配準備積立金 )	2,502,767,232	2,388,538,673
元本等合計	408,991,536,514	424,453,118,014
純資産合計	408,991,536,514	424,453,118,014
負債純資産合計	409,940,611,807	425,376,058,701

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	8,389,413	17,921,863
有価証券売買等損益	14,983,419,877	11,563,004,585
営業収益合計	14,975,030,464	11,545,082,722
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	61,181,703	68,176,091
委託者報酬	316,375,104	409,056,806
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	378,385,787	478,061,877
営業利益又は営業損失（ ）	15,353,416,251	12,023,144,599
経常利益又は経常損失（ ）	15,353,416,251	12,023,144,599
中間純利益又は中間純損失（ ）	15,353,416,251	12,023,144,599
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	217,344,439	280,452,944
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	30,478,901,592	12,529,796,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,484,628,221	718,588,105
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,484,628,221	718,588,105
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,030,564,935	593,915,008
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,030,564,935	593,915,008
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,796,893,066	911,778,166

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	396,461,739,790口	423,541,339,848口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0316円 (1万口当たりの純資産額10,316円)	1口当たり純資産額 1.0022円 (1万口当たりの純資産額10,022円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	337,883,958,122円	396,461,739,790円
期中追加設定元本額	85,656,271,300円	46,230,343,532円
期中一部解約元本額	27,078,489,632円	19,150,743,474円

## 【S M B Cファンドラップ・米国債】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	18,000,163	-
コール・ローン	2,315,108,082	2,524,788,764
投資信託受益証券	148,569,005,974	176,498,115,498
親投資信託受益証券	139,379,371	139,762,620
流動資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882
資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	118,604,225	108,443,549
未払受託者報酬	22,092,226	27,459,457
未払委託者報酬	132,553,581	164,756,879
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	274,921,732	301,488,865
負債合計	274,921,732	301,488,865
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	88,363,468,343	97,496,563,965
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	62,403,103,515	81,364,614,052
( 分配準備積立金 )	16,119,703,835	15,504,258,751
元本等合計	150,766,571,858	178,861,178,017
純資産合計	150,766,571,858	178,861,178,017
負債純資産合計	151,041,493,590	179,162,666,882

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,713,034	6,723,338
有価証券売買等損益	4,066,109,784	11,795,528,760
営業収益合計	4,068,822,818	11,802,252,098
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	22,440,051	27,459,457
委託者報酬	134,640,566	164,756,879
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	157,909,597	193,045,316
営業利益又は営業損失（ ）	3,910,913,221	11,609,206,782
経常利益又は経常損失（ ）	3,910,913,221	11,609,206,782
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,910,913,221	11,609,206,782
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	120,286,201	332,256,386
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	48,611,055,592	62,403,103,515
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,705,781,438	10,255,181,822
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,705,781,438	10,255,181,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,408,600,859	2,570,621,681
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,408,600,859	2,570,621,681
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	57,698,863,191	81,364,614,052

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	88,363,468,343口	97,496,563,965口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7062円 (1万口当たりの純資産額17,062円)	1口当たり純資産額 1.8345円 (1万口当たりの純資産額18,345円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	78,041,043,335円	88,363,468,343円
期中追加設定元本額	23,706,600,208円	12,745,613,091円
期中一部解約元本額	13,384,175,200円	3,612,517,469円

## 【S M B Cファンドラップ・欧州債】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	6,736,964	-
コール・ローン	866,480,947	926,631,324
投資信託受益証券	53,291,961,783	62,004,280,062
親投資信託受益証券	69,591,896	69,783,252
流動資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638
資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	41,222,681	37,977,098
未払受託者報酬	8,381,883	9,776,380
未払委託者報酬	50,291,470	58,658,545
その他未払費用	1,412,098	740,634
流動負債合計	101,308,132	107,152,657
負債合計	101,308,132	107,152,657
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	34,395,575,162	38,038,155,272
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	19,737,888,296	24,855,386,709
( 分配準備積立金 )	7,789,265,619	7,494,705,978
元本等合計	54,133,463,458	62,893,541,981
純資産合計	54,133,463,458	62,893,541,981
負債純資産合計	54,234,771,590	63,000,694,638

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,134,574	2,509,282
有価証券売買等損益	21,211,411	2,821,071,078
営業収益合計	22,345,985	2,823,580,360
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	8,278,924	9,776,380
委託者報酬	49,673,792	58,658,545
その他費用	700,700	740,634
営業費用合計	58,653,416	69,175,559
営業利益又は営業損失（ ）	36,307,431	2,754,404,801
経常利益又は経常損失（ ）	36,307,431	2,754,404,801
中間純利益又は中間純損失（ ）	36,307,431	2,754,404,801
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,871,615	96,220,977
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,775,977,719	19,737,888,296
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,966,640,744	3,264,860,975
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,966,640,744	3,264,860,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	426,113,400	805,546,386
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	426,113,400	805,546,386
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,273,326,017	24,855,386,709

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	34,395,575,162口	38,038,155,272口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5738円 (1万口当たりの純資産額15,738円)	1口当たり純資産額 1.6534円 (1万口当たりの純資産額16,534円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	33,119,482,128円	34,395,575,162円
期中追加設定元本額	8,222,606,074円	5,036,829,010円
期中一部解約元本額	6,946,513,040円	1,394,248,900円

## 【S M B Cファンドラップ・新興国債】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	5,770,568	-
コール・ローン	742,187,063	1,582,334,798
投資信託受益証券	46,422,891,960	55,952,769,917
親投資信託受益証券	55,963,755	56,117,638
流動資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353
資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	29,949,496	36,691,183
未払受託者報酬	6,804,113	8,797,002
未払委託者報酬	40,824,931	52,782,244
その他未払費用	1,313,549	714,527
流動負債合計	78,892,089	98,984,956
負債合計	78,892,089	98,984,956
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,881,000,175	18,913,291,494
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	30,266,921,082	38,578,945,903
( 分配準備積立金 )	9,306,077,459	8,978,327,149
元本等合計	47,147,921,257	57,492,237,397
純資産合計	47,147,921,257	57,492,237,397
負債純資産合計	47,226,813,346	57,591,222,353

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	898,213	3,387,086
有価証券売買等損益	1,833,011,079	4,298,846,517
その他収益	732,421	-
<b>営業収益合計</b>	<b>1,834,641,713</b>	<b>4,302,233,603</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,416,009	8,797,002
委託者報酬	38,496,305	52,782,244
その他費用	647,023	714,527
<b>営業費用合計</b>	<b>45,559,337</b>	<b>62,293,773</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>1,789,082,376</b>	<b>4,239,939,830</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>1,789,082,376</b>	<b>4,239,939,830</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（ ）</b>	<b>1,789,082,376</b>	<b>4,239,939,830</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	51,949,825	125,297,938
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>21,261,438,383</b>	<b>30,266,921,082</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>3,163,461,915</b>	<b>5,354,450,448</b>
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,163,461,915	5,354,450,448
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>607,396,444</b>	<b>1,157,067,519</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	607,396,444	1,157,067,519
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（ ）</b>	<b>25,554,636,405</b>	<b>38,578,945,903</b>

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	16,881,000,175口	18,913,291,494口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.7930円 (1万口当たりの純資産額27,930円)	1口当たり純資産額 3.0398円 (1万口当たりの純資産額30,398円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	14,141,526,424円	16,881,000,175円
期中追加設定元本額	4,365,557,726円	2,673,240,824円
期中一部解約元本額	1,626,083,975円	640,949,505円

## 【SMBCFاندラップ・J-REIT】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	4,916,657	-
コール・ローン	632,360,438	656,355,258
投資信託受益証券	34,168,185,707	38,598,402,567
親投資信託受益証券	1,002,263	1,005,019
流動資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844
資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	29,129,375	33,221,224
未払受託者報酬	5,410,474	6,239,322
未払委託者報酬	32,463,068	37,436,099
その他未払費用	1,480,304	935,810
流動負債合計	68,483,221	77,832,455
負債合計	68,483,221	77,832,455
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,951,145,904	19,996,123,113
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	16,786,835,940	19,181,807,276
(分配準備積立金)	5,660,473,313	5,458,604,694
元本等合計	34,737,981,844	39,177,930,389
純資産合計	34,737,981,844	39,177,930,389
負債純資産合計	34,806,465,065	39,255,762,844

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	713,394	1,854,128
有価証券売買等損益	95,189,876	376,327,198
営業収益合計	95,903,270	378,181,326
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,459,310	6,239,322
委託者報酬	26,756,059	37,436,099
その他費用	668,820	935,810
営業費用合計	31,884,189	44,611,231
営業利益又は営業損失（ ）	64,019,081	333,570,095
経常利益又は経常損失（ ）	64,019,081	333,570,095
中間純利益又は中間純損失（ ）	64,019,081	333,570,095
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	20,765,704	46,400,228
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,873,653,811	16,786,835,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,326,828,205	2,754,399,252
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,326,828,205	2,754,399,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	305,747,085	646,597,783
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	305,747,085	646,597,783
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,979,519,716	19,181,807,276

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	17,951,145,904口	19,996,123,113口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9351円 (1万口当たりの純資産額19,351円)	1口当たり純資産額 1.9593円 (1万口当たりの純資産額19,593円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	15,903,184,131円	17,951,145,904円
期中追加設定元本額	4,315,574,471円	2,733,374,148円
期中一部解約元本額	2,267,612,698円	688,396,939円

## 【SMBCFアンドラップ・G-REIT】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2025年 9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年 3月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	8,541,758	-
コール・ローン	1,098,606,264	1,154,278,109
投資信託受益証券	60,494,895,414	72,796,043,240
親投資信託受益証券	94,720,395	94,980,846
流動資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195
資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	41,390,677	47,597,829
未払受託者報酬	9,002,300	11,331,892
未払委託者報酬	54,013,989	67,991,534
その他未払費用	1,475,915	782,107
流動負債合計	105,882,881	127,703,362
負債合計	105,882,881	127,703,362
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	31,087,874,641	34,571,491,319
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	30,503,006,309	39,346,107,514
(分配準備積立金)	11,154,090,133	10,754,275,842
元本等合計	61,590,880,950	73,917,598,833
純資産合計	61,590,880,950	73,917,598,833
負債純資産合計	61,696,763,831	74,045,302,195

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,329,297	3,151,445
有価証券売買等損益	2,182,395,015	5,083,139,688
営業収益合計	2,181,065,718	5,086,291,133
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	10,051,321	11,331,892
委託者報酬	60,308,176	67,991,534
その他費用	747,966	782,107
営業費用合計	71,107,463	80,105,533
営業利益又は営業損失（ ）	2,252,173,181	5,006,185,600
経常利益又は経常損失（ ）	2,252,173,181	5,006,185,600
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,252,173,181	5,006,185,600
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	16,391,059	149,908,534
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	28,833,997,732	30,503,006,309
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,923,697,707	5,168,807,779
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,923,697,707	5,168,807,779
剰余金減少額又は欠損金増加額	819,368,697	1,181,983,640
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	819,368,697	1,181,983,640
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	29,669,762,502	39,346,107,514

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	31,087,874,641口	34,571,491,319口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9812円 (1万口当たりの純資産額19,812円)	1口当たり純資産額 2.1381円 (1万口当たりの純資産額21,381円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	29,014,240,315円	31,087,874,641円
期中追加設定元本額	8,919,010,840円	4,680,821,191円
期中一部解約元本額	6,845,376,514円	1,197,204,513円

## 【S M B Cファンドラップ・コモディティ】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	2,316,554	-
コール・ローン	297,945,791	376,356,232
投資信託受益証券	18,358,128,722	25,421,570,888
親投資信託受益証券	31,447,199	31,533,669
流動資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789
資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	22,050,552	26,638,979
未払受託者報酬	2,622,366	3,634,923
未払委託者報酬	15,734,391	21,809,758
その他未払費用	776,455	545,144
流動負債合計	41,183,764	52,628,804
負債合計	41,183,764	52,628,804
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	23,431,257,216	25,929,355,923
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	4,782,602,714	152,523,938
( 分配準備積立金 )	2,690,659,764	2,593,448,534
元本等合計	18,648,654,502	25,776,831,985
純資産合計	18,648,654,502	25,776,831,985
負債純資産合計	18,689,838,266	25,829,460,789

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	359,320	925,485
有価証券売買等損益	1,610,115,999	4,917,622,203
営業収益合計	1,610,475,319	4,918,547,688
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,555,168	3,634,923
委託者報酬	15,331,223	21,809,758
その他費用	383,186	545,144
営業費用合計	18,269,577	25,989,825
営業利益又は営業損失（ ）	1,592,205,742	4,892,557,863
経常利益又は経常損失（ ）	1,592,205,742	4,892,557,863
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,592,205,742	4,892,557,863
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	29,708,877	88,801,667
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,146,398,528	4,782,602,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,172,624	180,945,723
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,172,624	180,945,723
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	503,816,013	354,623,143
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	503,816,013	354,623,143
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,947,545,052	152,523,938

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針の注記）

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## （中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	23,431,257,216口	25,929,355,923口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 4,782,602,714円	元本の欠損 152,523,938円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7959円 (1万口当たりの純資産額7,959円)	1口当たり純資産額 0.9941円 (1万口当たりの純資産額9,941円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	18,970,585,962円	23,431,257,216円
期中追加設定元本額	7,104,145,988円	3,405,608,905円
期中一部解約元本額	2,643,474,734円	907,510,198円

## 【S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 2025年 9月25日現在 )	第20期中間計算期間 ( 2026年 3月25日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	20,128,139	-
コール・ローン	2,588,799,684	2,816,946,310
投資信託受益証券	172,933,691,833	192,104,431,510
親投資信託受益証券	316,912,158	317,783,565
流動資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385
資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	149,689,515	236,662,164
未払受託者報酬	26,853,708	30,336,305
未払委託者報酬	161,122,480	182,018,125
その他未払費用	1,671,700	828,980
流動負債合計	339,337,403	449,845,574
負債合計	339,337,403	449,845,574
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	171,753,884,273	186,130,597,283
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	3,766,310,138	8,658,718,528
( 分配準備積立金 )	3,622,074,456	3,471,384,894
元本等合計	175,520,194,411	194,789,315,811
純資産合計	175,520,194,411	194,789,315,811
負債純資産合計	175,859,531,814	195,239,161,385

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 2024年 9月26日 至 2025年 3月25日	第20期中間計算期間 自 2025年 9月26日 至 2026年 3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,243,931	7,567,114
有価証券売買等損益	366,052,234	4,631,583,371
営業収益合計	362,808,303	4,639,150,485
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	24,762,223	30,336,305
委託者報酬	148,573,556	182,018,125
その他費用	828,980	828,980
営業費用合計	174,164,759	213,183,410
営業利益又は営業損失（ ）	536,973,062	4,425,967,075
経常利益又は経常損失（ ）	536,973,062	4,425,967,075
中間純利益又は中間純損失（ ）	536,973,062	4,425,967,075
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,725,820	110,564,515
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,082,799,624	3,766,310,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,879,069	747,206,565
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	206,879,069	747,206,565
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,670,771	170,200,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	66,670,771	170,200,735
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,691,760,680	8,658,718,528

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項 目	第20期中間計算期間 自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	171,753,884,273口	186,130,597,283口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0219円 (1万口当たりの純資産額10,219円)	1口当たり純資産額 1.0465円 (1万口当たりの純資産額10,465円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項 目	第19期 (2025年9月25日現在)	第20期中間計算期間 (2026年3月25日現在)
期首元本額	144,205,496,533円	171,753,884,273円
期中追加設定元本額	40,714,127,088円	21,985,817,383円
期中一部解約元本額	13,165,739,348円	7,609,104,373円

## (参考)

「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」、「SMB Cファンドラップ・日本グロース株」、「SMB Cファンドラップ・日本中小型株」、「SMB Cファンドラップ・米国株」、「SMB Cファンドラップ・欧州株」、「SMB Cファンドラップ・新興国株」、「SMB Cファンドラップ・日本債」、「SMB Cファンドラップ・米国債」、「SMB Cファンドラップ・欧州債」、「SMB Cファンドラップ・新興国債」、「SMB Cファンドラップ・J-REIT」、「SMB Cファンドラップ・G-REIT」、「SMB Cファンドラップ・コモディティ」および「SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年3月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,986,755,989
国債証券	5,993,849,900
流動資産合計	7,980,605,889
資産合計	7,980,605,889
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,999,999
流動負債合計	13,999,999
負債合計	13,999,999
純資産の部	
元本等	
元本	7,802,105,279
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	164,500,611

元本等合計	7,966,605,890
純資産合計	7,966,605,890
負債純資産合計	7,980,605,889

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年9月26日 至 2026年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年3月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,802,105,279口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0211円 (1万口当たりの純資産額10,211円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年3月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

(2026年3月25日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,330,857,136円
同期中における追加設定元本額	3,766,644,130円
同期中における一部解約元本額	1,295,395,987円
2026年3月25日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	959,749,290円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	27,486円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	332,170,870円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	255,046,822円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	1,398,201,733円
トータルヘッジ用ファンドSMT2号<適格機関投資家限定>	127,610,970円
トータルヘッジ用ファンドSMT3号<適格機関投資家限定>	2,698,064,139円
合計	7,802,105,279円

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

	2026年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	652	16,025,379
単位型株式投資信託	67	597,288
追加型公社債投資信託	1	22,143
単位型公社債投資信託	103	138,727
合計	823	16,783,538

## (3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん		101,101	511,487
顧客関連資産		2,740,868	2,436,327
電話加入権		9,332,065	7,218,790
商標権		12,706	12,706
		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691

会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		69,953,226		78,891,124
運用受託報酬		11,147,187		13,102,509
投資助言報酬		1,302,916		1,360,859
その他営業収益				
サービス支援手数料		319,553		400,872
その他		8,758		10,391
営業収益計		82,731,642		93,765,757
営業費用				
支払手数料		32,014,851		35,223,731
広告宣伝費		320,694		335,877
調査費				
調査費		4,637,211		5,327,087
委託調査費		12,412,033		14,077,571
営業雑経費				
通信費		56,291		51,489
印刷費		457,187		421,006
協会費		38,305		44,372
諸会費		30,484		42,328
情報機器関連費		5,268,275		5,313,187
販売促進費		31,339		44,315
その他		253,344		410,566
営業費用合計		55,520,019		61,291,534
一般管理費				
給料				
役員報酬		232,329		223,068
給料・手当		8,043,456		8,380,787
賞与		1,073,375		1,098,999
賞与引当金繰入額		2,854,060		3,379,790
交際費		57,134		54,024
寄付金		26,400		24,878
事務委託費		2,022,734		2,225,175
旅費交通費		166,596		242,135
租税公課		600,468		413,678
不動産賃借料		1,249,392		1,225,686
退職給付費用		712,228		803,656
固定資産減価償却費		3,281,572		3,349,674
のれん償却費		304,540		304,540
諸経費		215,455		356,081
一般管理費合計		20,839,745		22,082,177
営業利益		6,371,877		10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		11,021,392		388,907
受取利息		2,840		46,258
金銭の信託運用益		199,056		-
時効成立分配金・償還金		461		506

原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		-	36,683
為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

#### (表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

#### (未適用の会計基準等)

##### 1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

##### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

##### 2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

##### (2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (貸借対照表関係)

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

##### 2. 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

#### (損益計算書関係)

##### 1. 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を

計上しております。

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円(その他有価証券3,191千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127

評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形

固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622	-	-

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBG Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業（銀行持株会社）	-	-	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

### (1株当たり情報)

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第41期中間会計期間

（2025年9月30日）

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443

## 固定資産

有形固定資産	1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985

## 負債の部

## 流動負債

リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	2	717,715
流動負債合計		21,696,560

## 固定負債

リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402
固定負債合計		4,750,119

## 負債合計

26,446,680

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	17,183
評価・換算差額等合計	17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	2		429,836
営業外費用	3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
中間純利益						4,468,851

株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059
当中間期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額 合計	205,216	205,216	71,463	71,463	133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	17,183	17,183	108,902,305

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価基準及び評価方法

## (1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## (2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

## (2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

## (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

## (未適用の会計基準等)

## 1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

## (2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

## (2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838千円
2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合計	5,081,701千円

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	34,116,358	34,116,358	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	4,368,086	4,368,086	-
資産計	38,484,445	38,484,445	-

## （注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
其他有価証券	
(1)非上場株式	40,356
(2)組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1．金融商品の時価等に関する事項及び2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

## 2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	34,116,358	-	34,116,358
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	4,368,086	-	4,368,086
資産計	-	38,484,445	-	38,484,445

## （注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券 其他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

## （有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	107,431
小計	975,487	1,082,919	107,431
合計	4,368,086	4,403,705	35,618

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**独立監査人の監査報告書**

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本バリュース株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本バリュース株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本グロース株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本グロース株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本中小型株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本中小型株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・米国株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・米国株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B Cファンドラップ・欧州株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、S M B Cファンドラップ・欧州株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・新興国株の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・新興国株の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・日本債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・日本債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・米国債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・米国債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・欧州債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・欧州債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・新興国債の2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・新興国債の2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・J-R E I Tの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・J-R E I Tの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・G-R-E-I-Tの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・G-R-E-I-Tの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・コモディティの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・コモディティの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年9月26日から2026年3月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCFاندラップ・ヘッジファンドの2025年9月26日から2026年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SMBCFاندラップ・ヘッジファンドの2026年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月26日から2026年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。